

令和 7 年度スーパー L 資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置 (一問一答)

(問 1) 金利負担軽減措置を受けられる対象者は誰ですか。

本措置の対象者については、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農用地等を借り受けた認定農業者です。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、次のアからウまでを満たすことを、園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組交付要件確認表（実施要綱別記様式第 4 号）及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（実施要綱別記様式第 5 号）（これらを総称して、以下「交付要件確認表」という。）により確認ができる場合に限ります。（農業近代化資金については、アのみ。）

ア 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 3 章第 1 節第 6 款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向があること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。

イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

(問 1-2) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者とは、どのような者ですか。

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、同法第 18 条第 1 項に定める区域ごとに農業者等の関係者による話し合いを踏まえて策定する地域の将来（概ね 10 年後）の農地利用の姿を明確化した計画（目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を含む。問 1 及び問 2 において「地域計画」という。）のうち目標地図に位置付けられた者となります。

(問 1-3) 本事業の対象要件となる、園芸施設共済等の加入に係る交付要件は、どうやって確認するのですか。

実施要綱別記様式第 4 号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第 4 号は全て（災害関連資金を除く。）の利子助成希望者に提出を求めるものです。

具体的に実施要綱別記様式第4号では、以下の①②のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

- ① 借入申込みを行う施設整備の内容に、園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス等）を含む場合は、当該施設に対して、自然災害に備えた園芸施設共済等に参加する予定であること、

- ② 借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれないこと

（参考）

農業用ハウス等とは・・・ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

園芸施設共済等とは・・・農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

（問1－4）本事業の対象要件となる、労働環境改善の取組に係る交付要件は、どうやって確認するのですか。

実施要綱別記様式第4号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第4号は全て（災害関連資金を除く。）の利子助成希望者に提出を求めるものとなります。

具体的には、スーパーL資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者は、実施要綱別記様式第4号の3で、以下の（1）の①②のいずれか、及び（2）の①②③のいずれかにチェックをしていただくこととなります。

（1）労働基準法関係

- ① 労働者を使用する事業者であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用除外となっている以下の5つの項目のうちいずれか1つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。

ア 同法第32条の規定（労働時間）

イ 同法第34条の規定（休憩）

ウ 同法第35条の規定（休日）

エ 同法第36条の規定（時間外及び休日の労働）

オ 同法第37条の規定（時間外及び休日の割増賃金）

- ② 労働者を使用しない事業者です。

（2）保険関係

- ① 法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。

- ② 労働者5人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しています。

- ③ 労働者5人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

（問１－５）本事業の対象要件となる、環境負荷低減の取組に係る交付要件は、どうやって確認するのですか。

実施要綱別記様式第５号を、利子助成の希望者に提出していただくことで当該要件に関する確認を行います。なお、実施要綱別記様式第４号は全て（災害関連資金を除く。）の利子助成希望者に提出を求め、実施要綱別記様式第５号はスーパーＬ資金（災害関連資金を除く。）について利子助成を希望する者のみに提出を求めるものとなります。

具体的には、スーパーＬ資金について利子助成を受ける場合、利子助成希望者は、実施要綱別記様式第５号で、農業経営体である場合には１に列記されている項目の全てについて、畜産経営体である場合には２に列記されている項目についてチェック（複合経営体である場合には利子助成の対象となる事業に該当する方の項目の全てについてチェック）していただくこととなります。

また、個人情報の取扱いに関する同意書をご覧ください、記載された内容に対して、同意するか否かチェックしてください。

各項目の具体的な内容については、農林水産省 HP 上にある「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」のページに掲載されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書農業経営体編」又は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書畜産経営体編」を御参照ください。

<農林水産省 HP：環境負荷低減のクロスコンプライアンス>

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

（問１－６）環境負荷低減の取組に係る交付要件の確認の際、別記様式第５号とは別の書類等により確認を行う場合は、個人情報の取扱いに関する同意のチェックが別途必要でしょうか。

他の補助事業等で利用した環境負荷低減の取組に関するチェックシート等の実施要綱別記様式第５号以外の書類等により確認ができるものについては、実施要綱別記様式第５号への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別の書類等に個人情報の取扱いに関する同意書が記載されていない場合は、同意のチェックを別途いただく必要はございません。

（問１－７）環境負荷低減の取組に係る実施状況は、どのように報告するのでしょうか。

実施要綱別紙に記載された内容を、利子助成金の交付対象者が農林水産省大

臣官房環境バイオマス政策課のウェブサイトから入力し、送信することで報告してもらいます。

具体的には、令和 7 年度にスーパー L 資金に係る利子助成の交付決定を受けた者が、交付決定から 1 年後を目処に、実施要綱別紙に記載された内容を、事業実施主体（（公財）農林水産長期金融協会（以下「協会」という。））から送付されている交付決定通知書に記載された農業経営体又は畜産経営体毎のリンク先の農林水産省ウェブサイトから、列記されている項目の全てについて入力していただき、送信していただくことで、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に報告します。

（問 2）目標地図に位置付けられたこと又は機構から農用地等を借り受けたことの証明・確認は、誰が、どのように行うのですか。

借入希望者である認定農業者が、市町村から「目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する証明書」（別添。2025 年 4 月版）による証明を受け、その証明書の写しを、融資機関である（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「日本公庫等」という。）若しくは農業近代化資金の融通を行う融資機関に提出していただき、日本公庫等から回付を受けた利子助成団体である協会が確認します。なお、当該証明書に記載すべき事項については、市町村が別に発行した書類の写し、機構から農用地等に係る利用権の設定等を受ける者として明記された農用地利用配分計画の写し、その他の書面により確認ができる場合には、当該証明書に代えて差し支えありません。

（問 3）A 県 a 市で農業経営改善計画の認定を受け、a 市 x 地区で目標地図に位置付けられた者等は、他県（他の地域）で事業を行う場合に、金利負担軽減措置を受けることはできますか。

県や市を超えて広域で農業を行っている場合は、営農を行っているいずれかの地域（例：a 市 x 地区）において、目標地図に位置付けられるなど本措置の対象となる認定農業者であれば、本措置の対象者の要件を満たしていないその他の地域（例：b 市 y 地区）で行う取組に係る貸付けを含め、金利負担軽減措置の適用対象となります。

（問 4）金利負担軽減措置の対象となる資金は何ですか。

日本公庫等が融資する農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）及び農協等の民間金融機関が融資する農業近代化資金です。

（問 5）金利負担軽減措置を申し込める期間はいつまでですか。

スーパーL資金については、日本公庫等が令和7年度中に融資枠の範囲内で貸付決定を行ったもの、農業近代化資金については、都道府県が令和7年度中に融資枠の範囲内で利子補給承認又は利子助成金の交付決定を行ったものが対象となります。貸付決定又は利子補給承認又は利子助成金の交付決定が行われたのち、速やかに申請を行っていただくようお願いします。

（問6）金利負担の軽減措置は、貸付期間中いつからいつまで受けられるのですか。

スーパーL資金及び農業近代化資金ともに、金利負担の軽減措置は、貸付後5年間受けられます。

つまり、貸付実行日（資金が交付された日）から貸付実行日の5年後の応当日の前日までの期間の残高に対する金利が対象となります。

（問7）営農類型によって制限はありますか。

営農類型による制限はありません。

（問8）資金使途によって制限はありますか。

スーパーL資金については、負債整理関係資金は対象外です。

農業近代化資金については、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外です。

（問9）金利負担軽減措置の対象となる貸付金の上限はありますか。

スーパーL資金について、金利負担軽減措置の対象となる貸付金の上限は、個人3億円・法人10億円です。ただし、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを上限とします。

農業近代化資金について、本事業のほか、農業経営基盤強化資金利子助成事業その他の農業近代化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、2億円までを利子助成の対象とします。

貸付残高を通算するのは、具体的には以下の事業の対象となったもので、①及び②にあっては、金利負担軽減措置の対象期間（貸付当初5年間）を経過したものも含みます。

- ① 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（本事業）（災害関連は除く）
- ② 担い手経営発展支援金融対策事業

- ③ 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成 21 年度に実施）
- ④ 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業（平成 20 年度、平成 21 年度に実施）
- ⑤ 農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業（平成 19 年度以降に利子助成を実施したものに限りします。）

（問 9－2）農業近代化資金について、知事特認を受けた場合貸付限度額が 2 億までとなりますが、金利負担軽減措置の対象となる貸付金の額はいくらになりますか。

農業近代化資金についての金利負担軽減措置は貸付限度額まで対象としています。

（問 10）金利負担を軽減するための手法を教えてください。

国から補助金の交付を受けた協会からの利子助成により、貸付当初 5 年間の金利負担が軽減されるものです。

なお、協会への利子助成の申請や利子助成金の受取等は、日本公庫等、その他の金融機関が資金借入者の委任を受け代行します。

（問 11）地方公共団体の負担は必要ですか。

本事業で実施する貸付金利に対する金利負担軽減措置（利子助成）については、全額国費で実施しますので、地方公共団体の負担はありません。

なお、農業近代化資金の場合、国が利子助成を行う前に、都道府県による以下のいずれかの措置が必要です。

①利子補給

基準金利から都道府県の利子補給に係る貸付金利までの差額について、都道府県による利子補給が必要です。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{基準金利} - \text{貸付金利} = \text{利子補給（都道府県）} \\ \cdot \text{利子補給に係る貸付金利} - \text{金利負担軽減後の利率} = \text{利子助成（本事業）} \end{array} \right]$$

②利子助成

都道府県の利子助成に係る貸付金利から農業者等負担利率（利子助成に係る貸付金利から都道府県の利子助成率を控除した利率。以下同じ。）までの差額について、都道府県による利子助成が必要です。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{利子助成に係る貸付金利} - \text{農業者等負担利率} = \text{利子助成（都道府県）} \\ \cdot \text{農業者等負担利率} - \text{金利負担軽減後の利率} = \text{利子助成（本事業）} \end{array} \right]$$

（問 12）金利負担軽減措置は、国の補助金によって行われるということですが、来年度以降の予算の状況によっては利子助成の内容に変更が生じるのですか。

金利負担軽減措置は、毎年度国の予算の範囲内で行われるものであり、来年度以降の予算の状況によっては、その内容に変更が生じる可能性があります。

（問 13）金利負担軽減措置は今後何年続くのですか。

金利負担軽減措置は毎年度の予算の範囲内で行われるものであり、来年度以降のことを現時点で回答することは困難です。

（問 14）補助事業関連融資は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

国の補助金（交付金等を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、当該補助金の交付決定時期に関わらず、金利負担軽減措置の対象とはなりません。

なお、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については、金利負担軽減措置の対象となります（例：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ等）（融資主体型補助））。

（問 15）農林水産省以外の他の省庁が所管する補助事業を利用する場合は、補助残融資資金は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

他省庁が所管する補助事業であっても、金利負担軽減措置の対象とはなりません。

（問 16）クイック融資は金利負担軽減措置の対象となるのですか。

金利負担軽減措置の対象となります。

（問 17）何％まで金利負担が軽減されますか。

利子助成の上限は２％です。したがって、利子助成前のスーパーＬ資金又は農業近代化資金の貸付金利（都道府県が利子助成を行う場合は農業者等負担利率）が２％を超える場合、２％を超えた部分は借入者の負担となります。

別添

【参考様式（2025年4月版）】

目標地図に位置付けられた者等に対する金利負担軽減措置適用に関する
証明書
(スーパーL資金・農業近代化資金関係)

年 月 日

〇〇市町村長 殿
(又は 〇〇市長村 御中)

申請者 住 所
氏 名 (押印省略可)

私が、下記表中のいずれかに該当する者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

※ 該当するいずれかの欄に○を付す。

金利負担軽減措置の要件		
1	目標地図に位置付けられた者 【農業経営基盤強化促進法 第19条第1項及び第3項参照】	
2	農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者 【農地中間管理事業の推進に関する法律 第2条第2項及び第4項参照】	

市町村名
役 職 名
氏 名 (押印省略可)
※「地域計画（目標地図）」「人・農地プラン」の策定に関与
しているしかるべき者
(役職等の指定はなし)

※注 1：申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全部又は一部が表中の要件に該当することを証明するものとなります。

※注 2：「目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法第19条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者を指します。

※注 3：表の 1 について、以下の地域においては、実質化された人・農地プラン等（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された・人農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等を含む。）に位置付けられた中心経営体も含まれます。

- ① 福島県原子力被災12市町村（福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村）
- ② 令和 6 年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町）

※注 4：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）によりご確認ください。

※注 5：「農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者」とは、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農用地等（同法第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。）を借り受けた農業者を指します。